

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱

平成12年4月1日

12 構改B第350号

農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和4年3月30日 3 経営第2944号農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13 経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29 経営第3547号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23 経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化実施要綱」という。）第3に規定する全国農業委員会ネットワーク機構、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29 経営第3550号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2 経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「法人化支援総合事業実施要綱」という。）別記3の第3に規定する事業実施主体、収入保険加入推進支援事業実施要綱（令和2年3月31日付け元経営第3250号農林水産事務次官依命通知。以下「加入推進事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2 経営第345号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する事業実施主体、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2 経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「経営継承・発展支援実施要綱」という。）第4の1に規定する事業実施主体、農業保険事務処理システム整備加速化支援事業実施要綱（令和3年12月20日付3 経営第2234号農林水産事務次官依命通知。以下「農業保険システム整備加速化実施要綱」という。）第3に規定する事業実施主体、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付3 経営第1996号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱（令和3年12月20日付3 経営第1996号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付3 経営第3142号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体及び農業労働力確保支援事業実施要綱（令和4年3月29日付3 経営第2613号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体）に補助金（交付金を含む。以下同じ。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

I 担い手育成・確保等対策事業等

- (1) 人権問題推進事業実施要領第2に規定する事業の実施に要する経費
- (2) 外国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に規定する事業の実施に要する経費
- (3) 農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に規定する事業の実施に要する経費

- (4) 女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費
- (5) 法人化支援総合事業実施要綱第2の2に規定する事業の実施に要する経費
- (6) 加入推進事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費
- (7) 農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢまでに規定する事業の実施に要する経費
- (8) 経営継承・発展支援実施要綱第4の2に規定する事業の実施に要する経費
- (9) 農業保険システム整備加速化実施要綱第2に規定する事業の実施に要する経費
- (10) 新規就農者確保緊急対策実施要綱別表の1、2、3のア及び4に規定する事業の実施に要する経費
- (11) 女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱第4に規定する事業の実施に要する経費
- (12) 新規就農者育成総合対策実施要綱別表の1から6までに規定する事業の実施に要する経費
- (13) 農業労働力確保支援事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費

Ⅱ 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

- (1) 法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)及び(2)に規定する事業の実施に要する経費
- (2) 担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手経営強化支援実施要綱」という。)第3に規定する事業の実施に要する経費
- (3) 新規就農者確保緊急対策実施要綱別表の3のイに規定する事業の実施に要する経費
- (4) 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地将来ビジョン実施要綱」という。)第2に規定する事業の実施に要する経費
- (5) 集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「集落営農活性化実施要綱」という。)第3の5の(2)のイ及びウに規定する事業の実施に要する経費
- (6) 農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「農地利用効率化等支援実施要綱」という。)別表1に規定する事業の実施に要する経費

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表のⅠ及びⅡに定めるとおりとする。

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表のⅠ及びⅡの事業等に係る経費の相互間の流用
- (2) 別表のⅠの経費の欄中1から10までの経費の相互間における流用、1の(1)から(3)までの経費の相互間における流用、4の(1)及び(2)の経費の相互間における流用
- (3) 別表のⅡの区分の欄中1から3までの経費の相互間における流用及び別表のⅡの区分欄1の経費の欄中1から4までの経費の相互間における流用

(申請手続)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道（法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)及び(2)、人・農地将来ビジョン実施要綱並びに集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の2に基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢまでにに基づいて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業保険システム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)及び(2)、人・農地将来ビジョン実施要綱及び集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に定める日までとする。

(交付決定の通知)

第6 地方農政局長等は、第4の第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第4の第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、第4の第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6の第1項の規

定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第 8 補助事業者（都道府県を除く。以下第 8 において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ地方農政局長等に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第 9 補助事業者は、第 6 の第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 10 補助事業者は、規則第 3 条第 1 号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合（第 11 に定める軽微な変更を除く。）には、別記様式第 3 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 11 規則第 3 条第 1 号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払)

第 12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 4 号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書きに基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(事業遅延の届出)

第 13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 5 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 14 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第 3・四半期の末日現在において別記様式第 6 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第 4 号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 15 規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 10 の第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から、1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別表 I の経費の欄に掲げる 2 の①農業次世代人材投資事業及び 2 の②農の雇用事業、5 の農業労働力確保緊急支援事業（（4）農業労働力産地間連携等推進事業は除く）、6 の経営継承・発展等支援事業、7 の新規就農者確保緊急対策（（4）のア農業の魅力発信支援及びウ農業体験拠点の整備支援を除く。）並びに 9 の新規就農者育成総合対策（（5）のア全国事業並びに（6）のイ就農相談会実施事業及びウ農業インターンシップ支援事業は除く。）にあっては、翌年度の 4 月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、規則第 6 条第 1 項ただし書の規定を適用し、補助事業を完了した年度の翌年度の 6 月 30 日までとする。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了の実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第 4 の第 2 項のただし書の規定により、交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 4 の第 2 項のただし書の規定により、交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定（適正化法第 15 条の規定による確定をいう。）のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 16 地方農政局長等は、第 15 の第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 17 地方農政局長等は、第 10 の第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次

に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16の第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

（財産の管理等）

第18 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第5第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第7第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第20 補助事業者は、補助事業等を完了し、中止し、又は廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政

局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第 21 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

- 第 22 補助事業者（都道府県に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

- 第 23 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、次項に掲げる経費並びに農林水産省経営局長、食料産業局長又は水産庁長官が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うものについては、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
- (1) 人権問題推進事業実施要領第5に規定する事業主体が行う別表Iの経費の欄に掲げる1の(1)の事業に係る予算措置額に10分の8を乗じて得た額とする。
- (2) 加入推進事業実施要綱第3の1に規定する事業実施主体が行う別表Iの経費の欄に掲げる5の(1)の事業に係る予算額に47分の1を乗じた額に10分の1を乗じて得た額とする。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 24 補助事業者は、第4の第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第10の第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第12の第1項の規定による概算払請求、第14の規定による状況報告、第15の第1項の規定による実績報告、第15の第4項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び第19の第3項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第 25 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、第4第2項及び第7から第21までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、規則、本要綱及び本要綱に係る事業の実施要綱等に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

- ① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - ② 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
 - 3 補助事業者は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。
 - 4 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に先立ち、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に際し付す条件の内容について地方農政局長等に届け出なければならない。
 - 5 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
 - 6 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
 - 7 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
 - 8 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
 - 9 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

（基本的事項の公表）

第26 平成27年2月3日より前に国から交付された補助金により積み立てられた資金（以下「基金」という。）を保有する補助事業者（以下「基金補助事業者」という。）は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、給付対象となる事務又は事業の採

択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第 27 基金補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠、基金事業の目標に対する達成度を、6 月 30 日までに農林水産大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

第 28 基金補助事業者は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認めた場合又は農林水産大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第 29 基金補助事業者は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

(他用途使用の禁止)

第 30 基金は、基金事業以外の用途に使用してはならない。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第 31 基金補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第 29 及び第 30 の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第 32 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金補助事業者に対し、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 経営第 6896 号）

- 1 この通知は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知により廃止された事業であって、平成 21 年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成 22 年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則（平成 22 年 11 月 26 日付け 22 経営第 4386 号）

この通知は、平成 22 年 11 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7250 号）

- 1 この通知は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、農業経営支援対策事業推進費補助金交付要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 経営第 7267 号農林水産事務次官依命通知。（以下「旧交付要綱」という。））は廃止する。ただし、旧交付要綱によって平成 22 年度までに実施した事業については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知により廃止された事業であって、平成 22 年度までに実施したものについては、なお従前の

例によることとし、その実施が平成 23 年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3574 号）

- 1 この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 この通知により廃止された事業であって、平成 23 年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成 24 年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則（平成 24 年 5 月 14 日付け 24 経営第 422 号）

- 1 この通知は、平成 24 年 5 月 14 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 経営第 3143 号）

- 1 この通知は平成 25 年 2 月 26 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、平成 24 年度に実施しているものについては、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 420 号）

- 1 この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、戸別所得補償経営安定推進事業交付要綱（平成 24 年 2 月 8 日付 23 経営第 2956 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。ただし、廃止前の戸別所得補償経営安定推進事業交付要綱によって平成 24 年度までに実施した事業については、なお、従前の例によるものとする。
- 3 この通知により廃止された事業であって、平成 24 年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成 25 年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有するものとする。
- 4 平成 24 年度補正予算において経営体育成支援事業を実施し、完了していない取組については、本要綱の施行後は、本要綱の規定に基づくものとする。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 経営第 3723 号）

- 1 この通知は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、平成 25 年度に実施しているものについては、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 27 年 2 月 3 日付け 26 経営第 2821 号）

- 1 この通知は、平成 27 年 2 月 3 日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお、従前の例によることとする。ただし、第 19 から第 25 を除く。

また、改正前の別表（第 2 関係）Ⅰの区分 1、2 の(1)①青年就農給付金事業は、「青年就農給付金基金事業」に、同②農の雇用事業は、「農の雇用基金事業」と読み替える。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3526 号）

- 1 この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日付け 27 経営第 1550 号）

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 経営第 2548 号）

- 1 この通知は、平成 28 年 1 月 20 日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 経営第 3378 号）

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 経営第 1630 号）

- 1 この通知は、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 経営第 3226 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成 29 年 6 月 19 日付け 29 経営第 835 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 6 月 19 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3452 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成 31 年 1 月 16 日付け 30 食産第 3668 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 1 月 16 日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 経営第 2906 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則（令和元年 5 月 8 日付け元経営第 1 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 8 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元経営第 2476 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け元経営第 3204 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき

実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和 2 年 4 月 30 日付け 2 経営第 213 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。ただし、改正後の第 12 条については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

附 則 （令和 3 年 1 月 28 日付け 2 経営第 2563 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和 3 年 3 月 29 日付け 2 経営第 2902 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 2080 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 2944 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

別表（第2関係）

I 担い手育成・確保等対策事業等

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
担い手育成・確保等対策事業費補助金	1 担い手育成・確保等支援事業 (1) 人権問題啓発推進事業 補助事業者が人権問題推進事業実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 全国研修会開催費 イ ブロック研修会開催費 ウ 啓発資料作成費	定額		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	(2) 外国人材受入総合支援事業 補助事業者が外国人材受入総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ① 外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 ア 農業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 (ア) 試験の作成 (イ) 試験の実施 イ 漁業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 (ア) 試験の作成 (イ) 試験の実施 ウ 飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施	定額		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

	<p>(ア) 試験の作成 (イ) 試験の実施</p> <p>② 外国人材が働きやすい環境の整備</p> <p>ア 農業分野、飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の受入支援（相談窓口の設置）</p> <p>イ 農業分野における外国人材の受入支援（優良事例・マニュアル作成）</p> <p>ウ 漁業分野における外国人材の受入支援</p> <p>エ 飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の受入支援（優良事例作成）</p> <p>(3) 農業経営法人化支援総合事業 担い手サミット・優良経営体表彰事業 補助事業者が法人化支援総合事業実施要綱第2の2に基づいて行う事業に要する経費</p>	定 額		<p>1 事業内容の廃止</p> <p>2 事業費の30%を超える増減</p> <p>3 国庫補助金の増又は30%を超える減</p>
	<p>2 農業人材力強化総合支援事業 補助事業者が農業人材力強化実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>① 農業次世代人材投資事業</p> <p>ア 準備型</p> <p>イ 経営開始型</p> <p>ウ 経営発展支援金</p> <p>エ 推進事業</p> <p>② 農の雇用事業</p> <p>ア 実践研修支援</p> <p>イ 推進事業</p>	定 額	<p>経費の欄に掲げる①及び②の経費の相互間における流用</p> <p>経費の欄に掲げるア、イ及びウの経費からエの経費への流用</p> <p>経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用</p>	<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

	<p>3 女性が変える未来の農業推進事業 補助事業者が女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 女性活躍に向けた全国事業 (2) 地域における女性活躍推進事業</p>	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における流用	<p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
	<p>4 農業保険事業</p> <p>(1) 収入保険加入推進支援事業 補助事業者が加入推進事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>① 推進会議の開催 ② 農業者向け説明会の開催 ③ 農業者への推進活動 ④ 収入保険に対応した収入の仕訳方法等のセミナーの開催</p> <p>(2) 農業保険事務処理システム整備加速化支援事業 補助事業者が農業保険システム整備加速化実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>		<p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減又は国庫補助金の増減</p> <p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減</p>
	<p>5 農業労働力確保緊急支援事業 補助事業者が農業労働力確保緊急支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 農業労働力確保支援事業 ① 援農者緊急確保支援事業</p>	定 額	<p>経費の欄に掲げる(1)の経費から(2)の経費への流用、(1)及び(2)の経費並びに(3)の経費の相互間における流用</p> <p>経費の欄に掲げる①及び②の経費</p>	<p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>

	② 研修等支援事業 ③ 人材呼び込み支援事業 (2) 農業労働力確保支援推進事業 (3) 農業労働力産地間連携等推進事業	定 額 定 額 (1/2 以内) 定 額 定 額	から③の経費への 流用	
	6 経営継承・発展等支援事業 補助事業者が経営継承・発展支援 実施要綱に基づいて行う事業に要 する次に掲げる経費 (1) 経営継承・発展支援事業 (2) 推進事務事業	1/2 以内 定 額	経費の欄に掲げ る(1)の経費から (2)の経費への流 用	1 事業内容の追 加、中止又は廃 止 2 事業目的の変 更 3 事業費の30% を超える増又は 国庫補助金の増 4 事業費又は国 庫補助金の30% を超える減
	7 新規就農者確保緊急対策 補助事業者が新規就農者確保緊 急対策実施要綱に基づいて行う事 業に要する次に掲げる経費 (1) 新規就農促進研修支援事業 (2) 雇用就農者実践研修支援事業 (3) 農業教育環境整備事業 (4) 就農情報発信等強化支援事業 ア 農業の魅力発信支援 イ 就農等に関する情報の一元化 ・発信強化支援 ウ 農業体験拠点の整備支援	定 額 定 額 定 額 (1/2 以内) 定 額 定 額 1/2 以内	経費の欄に掲げ る(1)から(4)ま の経費の相互間 における流用 経費の欄に掲げ るアからウま での経費の相互 間における流用	1 事業内容の新 設又は廃止 2 事業実施主体 の変更 3 事業費の30% を超える増又は 国庫補助金の増 4 事業費又は国 庫補助金の30% を超える減
	8 女性の就農環境改善緊急対策事業 補助事業者が女性の就農環境改 善緊急対策事業実施要綱に基づい て行う事業に要する次に掲げる経 費 ① 地域取組主体に対する助成 ② 事業実施主体に対する助成	定 額	経費の欄に掲げ る①及び②の経費 の相互間におけ る流用	1 事業内容の新 設又は廃止 2 事業実施主体 の変更 3 事業費の30% を超える増又は 国庫補助金の増

				4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
9 新規就農者育成総合対策 補助事業者が新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費			経費の欄に掲げる(1)から(6)までの経費の相互間における流用	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
(1) 経営発展支援事業	定 額 (県支援分の2倍)		経費の欄に掲げるア及びイの経費からウの経費への流用	3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
(2) 経営開始資金、就農準備資金	定 額		経費の欄に掲げるアからイの経費への流用	4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
ア 就農準備資金				
イ 経営開始資金				
ウ 推進事業				
(3) 雇用就農資金	定 額		経費の欄に掲げるア及びイの経費からエの経費への流用	
ア 雇用就農資金				
イ 推進事業				
(4) サポート体制構築事業			経費の欄に掲げるア、イ及びウへの経費からエの経費への流用	
ア 就農相談体制の整備	1/2 以内			
イ 先輩農業者等による技術面等のサポート	1/2 以内			
ウ 研修農場の整備	1/2 以内			
エ 事務等経費	定 額			
(5) 農業教育高度化事業			経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における流用	
ア 全国事業				
(ア) 農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施	定 額			
(イ) 民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組	定 額、 1/2 以内		経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における流用	
イ 都道府県事業	定 額 (定額、1/2以内)			
(6) 農業人材確保推進事業	定 額		経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における流用	
ア 新規就農相談・情報発信事業				
イ 就農相談会実施事業				
ウ 農業インターンシップ支援事業				

	<p>10 農業労働力確保支援事業 補助事業者が農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>		<p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
--	--	------------	--	--

別表（第2関係）

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金	<p>1 農業経営法人化支援総合事業 補助事業者が法人化支援総合事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 農業経営者サポート事業 (2) 農業経営法人化支援事業</p>	<p>定額 定額</p>		<p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 国庫補助金の増又は30%を超える減 5 委託事業の新設又は委託先の変更</p>
	<p>2 担い手確保・経営強化支援事業</p> <p>(1) 事業費 補助事業者が担い手経営強化支援実施要綱第3に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 附帯事務費</p> <p>① 都道府県が(1)の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>② 市町村が(1)の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行うのに要する経費を都道府県が交付する場合における当該交付に要す</p>	<p>定額、1/2 以内 1/2 以内</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>事業の廃止</p>

	<p>る経費</p> <p>3 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業 補助事業者が人・農地将来ビジョン実施要綱第2に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>4 集落営農活性化プロジェクト促進事業 (1) 助成事業費 補助事業者が集落営農活性化実施要綱第3の5の(2)のウの(イ)に基づいて行う事業に要する経費 (2) サポート事業費 補助事業者が集落営農活性化実施要綱第3の5の(2)のイの(ア)及びウの(ア)に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額、1/2 以内</p> <p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> <p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
<p>2 担い手育成・確保等対策 地方公共団体整備費補助金</p>	<p>1 新規就農者確保緊急対策 補助事業者が新規就農者確保緊急対策に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 農業教育環境整備事業</p>	<p>1/2 以内</p>		<p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>

<p>3 農地 利用効 率化等 支援交 付金</p>	<p>1 農地利用効率化等支援交付金</p> <p>(1) 事業費 補助事業者が農地利用効率化等 支援実施要綱に基づいて行う事業 に要する経費</p> <p>(2) 附帯事務費</p> <p>① 都道府県が(1)の経費に係る事 業の実施に関し、事業実施計画の 承認及び事業の推進に必要な事務 並びに指導監督及び調査検討を行 うのに要する経費</p> <p>② 市町村が(1)の経費に係る事業 の実施に関し、指導監督等を行う のに要する経費を都道府県が交付 する場合における当該交付に要す る経費</p>	<p>定額、3/10 以 内、1/2 以内</p> <p>1/2 以内</p>	<p>経費の欄に掲げ る(1)及び(2)の 経費の相互間 における経費の増 減</p>	<p>1 事業内容の 新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主 体の変更</p> <p>3 事業費の 30 %を超える増 又は国庫補助 金の増</p> <p>4 事業費又は 国庫補助金の 30%を超える 減</p>
--	---	---	---	--

別記様式第1号（第4関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等
交付要綱第4に基づき補助金 〇〇〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請する。

記

※ （〇〇〇〇〇〇〇〇）には、別表の経費の欄の事業名を記載する。

- 1 担い手育成・確保等対策事業等
- 2 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(様式)

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（実績）
- 3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費※1 (A + B + C + D)	負担区分				備 考
		国庫補 助金 (A)	都道府 県負担 額 (B)	市町村 負担額 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

※1 必要に応じて「総事業費」と修正すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	

国庫補助金	円	円	円	円	
○ ○ ○ ○ ○					
計					

※ 区分の欄○○○○○については、「3経費の配分」の負担区分欄に記載された補助事業者負担分に該当する経費について記載する。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

6 添付書類

- (1) 都道府県の本補助金の交付に関する規程又は要綱
- (2) 定款、寄附行為等及び収支予算
- (3) 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の写し
- (4) 人権問題推進事業実施要領第7に定める事業計画書、外国人材受入総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業人材力強化実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱第5に定める実施計画書並びに法人化支援総合事業実施要綱別記1の第2の6の(1)及び別記3の第4の1の(1)に定める事業実施計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記に定める別紙様式第3号及び別紙様式第3号別添1に定める計画書、加入推進事業実施要綱第4に定める事業計画書、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱第5の1に定める実施計画、経営継承・発展等支援事業実施要綱第6に定める事業計画書、農業保険システム整備加速化実施要綱第3の2に定める事業計画書、新規就農者確保緊急対策実施要綱第4の1に定

める事業計画書、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱第5の1に定める実施計画書、人・農地将来ビジョン実施要綱第5の3に定める都道府県事業実施計画並びに集落営農活性化実施要綱第5の2に定める都道府県計画、新規就農者育成総合対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業労働力確保支援事業実施要綱第5の1に定める事業実施計画並びに農地利用効率化等支援実施要綱第4の2に定める都道府県事業実施計画。

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成する。
- 2 本補助金の交付に関する規程又は要綱は、間接補助事業にのみ添付する。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち6の(1)及び(2)については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔（間接）補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接補助事業者に対する申し立ての場合であつて、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第10関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等については、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第10の規定に基づき下記のとおり計画を変更し
[金 円の追加交付（減額承認）を受け] たいので、承認されたく申請する。
なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
2 金額の変更のない場合は [] の部分を除くこと。
3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
(以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。)

(注) 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。
ただし、総括表（各様式に規定されている場合に限る。）、経費の配分及び収支予算については、変更がないものについても記載するものとする。

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

官署支出官地方農政局総務管理官 殿
（東北農政局、関東農政局及び
九州農政局にあつては、
官署支出官地方農政局総務部長 殿）

北海道（法人化支援総合事業実施要綱第2の1の
（2）、人・農地将来ビジョン実施要綱及び集落営
農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合を
除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業
者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実
施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実
施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補
助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に
基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変わ
る未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実
施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第
2の2に基づいて事業を実施する補助事業者、加入
推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事
業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2
のⅠからⅢまでに基づいて事業を実施する補助事
業者、経営継承・発展等支援事業実施要綱に基づ
いて事業を実施する補助事業者、農業保険システ
ム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する
補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に
基づいて事業を実施する補助事業者、女性の就農
環境改善緊急対策事業実施要綱に基づいて事業を
実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策
実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並
びに農業労働力確保支援事業実施要綱に基づい
て事業を実施する補助事業者にあつては官署支
出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北
海道が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の
（1）及び（2）、人・農地将来ビジョン実施
要綱並びに集落営農活性化実施要綱に基づい
て事業を実施する場合にあつては官署支出官北
海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄
県で主たる事業を実施する補助事業者にあつて
は官署支出官内

住 所
 団 体 名
 代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第12の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

年 月 日現在

区分	総事業費	補助事業に要する経費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-(B+C)		事業完了予定年月日	備考
				金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
				円	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること
- 2 第14の第1項ただし書の規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。
- 3 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇補助金 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遅延届出書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、下記の理由により (予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった) ため、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第13の規定に基づき届け出ます。

(なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。(注2))

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

- 1 補助事業が (予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった) 理由
- 2 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
- 3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。
- 4 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の

特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号(第14関係)

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等(〇〇〇〇〇〇〇)事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第14の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		出来高事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

- (注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。
2 「出来高事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
3 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等(〇〇〇〇〇〇〇)実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15の第1項の規定により、その実績を報告する。

(なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。)

記

- (注)
- 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
 - 2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
 - 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、別記様式第1号の記の5(2)の備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
 - 4 添付書類については、収支決算、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。また、事業の一部を委託して実施する場合は、委託契約書の写しを添付すること。
 - 5 本文括弧書きは、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載する。

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15の第2項の規定により、その実績を報告する。

記

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補助 金	(A)のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	(A)のう ち未支出 額	翌年度 繰越額	
翌年度 繰越分 〇〇〇〇							
年度内 完了分 〇〇〇〇							
合計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為に係る場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第15の第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、以下の3の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- 1 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- 2 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- 3 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- 4 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 6 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金名						処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 区分	事業の内容					工期		総事業 費	負担区分					耐用 年数	処分制 限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日		国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他						
													円					円
								円	円	円	円							
	計																	
	計																	
	合 計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。